

国土形成計画法の概要

国土形成計画 = 国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備、保全（「国土の形成」）を推進するための総合的かつ基本的な計画

（目的）

現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現

（基本理念）

- ①特性に応じて自立的に発展する地域社会
- ②国際競争力の強化及び科学技術の振興等による活力ある経済社会
- ③安全が確保された国民生活
- ④地球環境の保全にも寄与する豊かな環境の基盤となる国土の実現

※我が国の自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成に関する施策を、国内外の連携の確保に配慮しつつ、適切に定める

計画事項

- ①土地、水その他の国土資源の利用及び保全
- ②海域の利用及び保全（排他的経済水域及び大陸棚に関する事項を含む。）
- ③震災、水害、風害その他の災害の防除及び軽減
- ④都市及び農山漁村の規模及び配置の調整並びに整備
- ⑤産業の適正な立地
- ⑥交通施設、情報通信施設、科学技術に係る研究施設その他の重要な公共的施設の利用、整備及び保全
- ⑦文化、厚生及び観光に関する資源の保護並びに施設の利用及び整備
- ⑧国土における良好な環境の創出その他の環境の保全及び良好な景観の形成

全国計画

（閣議決定）

総合的な国土の形成に関する施策の指針

- ①国土形成に関する基本的な方針
- ②目標
- ③目標を達成するために全国的な見地から必要とされる基本的な施策

※国土利用計画（国土利用計画法に基づく全国計画）と一体のものとして定める。

国土審議会の調査審議

都道府県・指定都市の意見聴取

関係行政機関の長への協議

パブリックコメント

全国計画を基本

広域地方計画

（国土交通大臣決定）

ブロック単位の地方ごとに、国と都府県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して策定

- ①方針
- ②目標
- ③広域の見地から必要とされる主要な施策